

福井工業大学

令和2年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和3年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

福井工業大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準1. 使命・目的等」について

大学の個性・特色として、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。建学の精神に基づく使命・目的は明文化され、目指す五つの人材育成が簡潔に文章化されている。

教授会・工学研究科委員会の意見を聞き、大学運営協議会が審議・議決し、理事会において審議・承認されるシステムが確立されている。教育研究組織として、3学部8学科、研究科2専攻が整備され、それぞれに建学の精神、使命・目的、教育方針を反映した三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）が定められている。

社会情勢に対応して、平成27(2015)年度に工学部を3学部へ改組し、よりきめ細かい教育を行っている。また、グローバル化に対応するため、外国人教員による英語科目の4年間担当、海外留学支援等も積極的に取り組んでいる。

〈優れた点〉

○専門分野の教育研究内容に、理工学の基盤・応用技術領域だけでなく文理融合領域を設け、総合的な観点から教育研究が実施できる組織となっていることは評価できる。

「基準2. 学生」について

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学科及び専攻・コースごとに策定され、ホームページ・大学要覧・入学者選抜要項等の適切な媒体を利用して、受験生、保護者、高等学校及び社会に周知している。

学修支援・キャリア支援・学生生活の安定のための支援は、それぞれ教務委員会、キャリアセンターとキャリア支援委員会、学務課が行うように支援体制が構築されている。学生生活に関する諸事項は、学生委員会が審議・協議を行い支援している。学生の心身の問題は、医務室と学生生活支援室を設置し、支援している。また、体系化された数種類のアンケートを実施し、意見箱を設置して、学生の意見をくみ上げている。

設置基準を満たした校地及び校舎を有しており、教育研究・課外活動及び大学運営に必要な施設・設備を適切に整備している。

〈優れた点〉

○全学生を対象に「障害のある人たちとの地域での共生を考える」をテーマとした講義を実

施し、障がいに対する理解促進だけでなく、障がいのある人への支援を行う人材育成につながる活動を行っていることは評価できる。

- 大学職員が常駐している事業所をタイに設けるなど、海外インターンシップを積極的に実施していることは評価できる。
- 留学生への支援活動を積極的に行い、「日本留学 AWARDS」の西日本私立大学理工系部門において、平成 25(2013)年度から 6 年連続で優秀校に認定され、更に平成 26(2014)年度から 5 年連続で大賞を受賞するなどの実績を挙げていることは評価できる。
- 大学公認の SSL プロジェクト（「鳥人間プロジェクト」「Ene-1Gp 電気自動車プロジェクト」「FUT 学生フォーミュラプロジェクト」）について、テクニカルサポートセンターが中心となつての技術的指導、工作機器等の使用説明及び安全教育などの支援を行っていることは評価できる。

「基準 3. 教育課程」について

学位ごとのディプロマ・ポリシーが制定され、学部ごとの人材育成と卒業までに身に付けるべき四つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」が明示され、公表されている。

ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法についての考えを示し、学科ごとにカリキュラム・ポリシーを定め、ディプロマ・ポリシーの達成を考慮したカリキュラム編成とシラバス作成を行っている。

卒業時のアンケート、卒業生の採用企業に対するアンケート、授業改善のためのアンケート及び在職状況のアンケートなどを実施し、学修成果の点検を行っている。専任教員に対しては、「授業自己評価シート」の提出を求め、修学指導や授業改善に利用している。

〈優れた点〉

- 「副専攻制度」を設け、11 の副専攻課程を編成し、学生が所属する学部・学科以外の専門分野を体系的に学ぶことができる点は評価できる。

「基準 4. 教員・職員」について

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長・学長補佐を置いている。大学の最高意思決定機関として大学運営協議会を設置し、学長を議長として大学の意思決定を迅速かつ適正に行っている。各種委員会では、教員だけでなく職員が委員として参加する教職協働体制を構築している。

教職員一人ひとりが自らの能力を生かす人材づくりの実現を目指し、「すべてを学生・生徒のために」とする理念のもと、多くの研修の機会を提供し自己啓発支援・業務スキルの伸長を目的とした資格等取得奨励制度の導入などを行っている。

研究環境の整備・維持は、学科教員の意向を反映させて「施設設備管理規程」に基づき行われ、学内研究予算として学内特別研究費、若手研究者育成研究費がある。また、研究委員会が外部資金の獲得に向けた取組みを行っている。

〈優れた点〉

- 「福井工業大学国際化ポリシー」を定め、ディプロマ・ポリシー及び国際化に対応した人材育成の目標に沿った英語教育の充実・強化として、「使える」「伝わる」英語を身につける英語教育プログラム「SPEC」にネイティブ英語教員を10人配置し、実施している点は評価できる。

「基準5. 経営・管理と財務」について

教育関連法令や寄附行為をもとに「倫理綱領」等を定め、社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行うとともに、組織・権限・運営等について学内規則を遵守し適切に運営している。理事会は寄附行為にのっとり、理事の職務の執行を監督し、中長期計画の策定、資産運用、事業の決定を行う等、使命・目的の達成に向けた事業計画を確実に執行するための議決機関として適切に機能している。

予算編成は各部門の事業計画に基づき行われており、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間の調整及び予算額の適正化を図っている。会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による外部監査、監事による財産状況の監査が適切に行われ三様監査の体制が整備されている。

〈優れた点〉

- 教員又は職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが必要に応じて複数設置され、企画提案内容が実行されるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備し、実績を挙げていることは評価できる。

「基準6. 内部質保証」について

大学の使命・目的を達成するために、内部質保証の基本方針を明文化して自己点検・評価を行うことを学則に定めている。学長が議長となる大学運営協議会の責任のもとに、自己評価委員会・内部質保証委員会・教学IR委員会の3委員会体制で連携・共同して恒常的な自己点検・評価を実施している。教学IR委員会は、必要に応じて現状把握のためのデータを収集・分析できる体制を整え、自己点検評価書の作成においては日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集（データ編）を作成し、各委員会へ提供している。

第三次中期計画において九つの戦略分野を定め、その一つに「質保証と情報公開」を設定することで、中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体のPDCAサイクルが有効に機能している。

総じて、大学は、建学の精神に基づき、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。社会情勢に対応して、平成27(2015)年度に工学部を3学部へ改組するとともに、専門分野の教育研究内容に文理融合領域を設け、グローバル化対応にも積極的に取り組んでいる。中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体のPDCAサイクルが有効に機能している。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準A.地域貢献・地域連携推進活動」「基

準 B.国際交流活動」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 高い就職率と就職支援満足度
2. OCPS (Overseas Challenge Program for Students)
3. 充実した障害学生支援

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

建学の精神に基づく使命・目的は明文化され、目指す五つの人材育成が簡潔に文章化されている。また、学則及び大学院学則に示し、大学要覧やホームページに明示されている。

大学の個性・特色として、実践的な技術者を養成し、社会の発展と繁栄に寄与する「教育第一主義」を掲げ、学生の基礎学問の修得に力を注いでいる。教育目標については、育成する人材像を学部及び研究科ごとに明確にし、人材の養成及び教育上の目的を学部・学科・専攻単位ごとに定めている。

社会情勢に対応して、平成 27(2015)年度に工学部を 3 学部へ改組し、よりきめ細かい教育を行っている。また、グローバル化に対応するため、外国人教員による英語科目の 4 年間配当、海外留学支援等も積極的に取り組んでいる。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

学則の制定・改正は学長が議長となり副学長や主要役職者で構成される「大学運営協議会」において審議・議決され、教授会、工学研究科委員会の意見を聞いた上で学長が決定して理事会に上程する体制が構築されている。

使命・目的及び教育目的を、ホームページ、学生便覧で周知している。また、法人の全教職員が出席する職員会議において、理事長が法人の経営方針等を、学長、学校長がそれぞれ教育の方針等を周知することで教職員の理解と支持を得ている。

平成 21(2009)年度から数年ごとに、使命・目的及び教育目標を反映した中期計画を策定し、実施している。

教育研究組織として、3 学部 8 学科、研究科 2 専攻が整備され、それぞれに建学の精神、使命・目的、教育方針を反映した三つのポリシーが定められている。

〈優れた点〉

○専門分野の教育研究内容に、理工学の基盤・応用技術領域だけでなく文理融合領域を設け、総合的な観点から教育研究が実施できる組織となっていることは評価できる。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーは、学科及び専攻・コースごとに策定され、求める人材についても具体的に明示し、ホームページ・大学要覧・入学者選抜要項等の適切な媒体を利用して、受験生、保護者、高等学校及び社会に対して周知されている。

入学者選抜では、アドミッション・ポリシーに沿って、総合型選抜・学校推薦型選抜・一般選抜・その他の選抜で多方面から優秀な学生を受入れるとともに、外部英語試験制度を活用し、資格・基準を満たす者については加点するなどの工夫がされている。入学試験は、選抜方法及び実施方針について学長が議長を務める入学選考委員会で審議・承認した

後、教授会を経て決定し、「入学センター」を設置してその実施と検証を行っている。

入学及び収容定員に関しては、一部超過している学部・学科も見られるが、入学直後のアンケート等のデータを分析し、適切な人数の維持に努めている。

〈参考意見〉

○工学部建築土木工学科において収容定員充足率が 1.3 倍を超過しているため、令和 2(2020)年 7 月に文部科学省へ収容定員増に関する学則変更の届出を行い、それに基づく学生募集及び入試選抜を開始しているが、今後も適正な収容定員維持に向けて一層の努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

学修支援の組織として教務委員会が設置され、教職協働による支援体制が構築されている。教務委員会は学修上の諸問題に関する事項を審議し、大学運営協議会の承認を得ながら活動し、その内容は学内ダウンロードページで公開・閲覧できる体制が構築されている。

障がいのある学生へ「学校法人金井学園における障害を理由とする差別の解消の推進に関する規程」にのっとり「障害学生支援委員会」を設置し、一般学生と同水準で教育を受けられる環境の提供及び支援を組織的に行っている。

全専任教員へオフィスアワーを義務付けるとともに、兼任教員に対してもオフィスアワーを広げ、学生の訪問に対応するよう要請している。

TA 等について、採用に関する規則に基づき選考され、理事長が承認・任命し、実験や実習科目等の学修支援に活用されている。

中途退学や留年の防止策として、出欠管理システムを用いて欠席回数が規定値以上となる学生を把握し、教員との面談を設け、修学指導を行っている。

〈優れた点〉

○全学生を対象に「障害のある人たちとの地域での共生を考える」をテーマとした講義を実施し、障がいに対しての理解促進だけでなく、障がいのある人への支援を行う人材育成につながる活動を行っていることは評価できる。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

キャリア支援の組織として「キャリアセンター」「キャリア支援委員会」を設置し、就職指導部会にて活動方針の立案や方策を多面的に議論する体制が構築されている。また、就職支援要員として学科ごとに専属の職員が配置され、緻密で効果的な助言・指導により高い就職率を確保している。

教育課程内においては、キャリア形成系科目を開講し、学生自身の「自立した社会人・職業人意識の醸成」を支援している。教育課程外では「CAREER LEADERS CAMP（キャリアリーダーズ・キャンプ）」を実施し、1泊又は2泊の合宿形式を基本とした集中講座を行い、目的意識の高い学生への早期の動機付け教育を行っている。また、2週間以上の長期インターンシップを推進する学内企業説明会「インターンシップ・キックオフ」を開催し、毎年度延べ200人以上が参加している。

留学生へは、キャリアセンターに担当の職員を配置し、「留学生のための就職ガイダンス」や留学生対象の就職支援講座を開催し、外国人留学生の高い就職率を達成している。

〈優れた点〉

○大学職員が常駐している事業所をタイに設けるなど、海外インターンシップを積極的に実施していることは評価できる。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生生活の支援組織として学務課を設置し、学生生活に関する諸事項を学生委員会が審議・協議することにより、教職協働による支援体制を構築している。

経済的支援では「福井工業大学奨学金規程」に基づき17種類の給付奨学金と2種類の貸与奨学金を実施し、経済的理由で修学が困難な学生への支援のみならず、学生の学修、資格取得及び課外活動等への励みにつながる支援も行っている。

学生の課外活動への支援では「クラブ活動支援センター」を設置し、クラブ運営や活動環境の整備については、大学や後援会からの補助を受けながら「学友会予算」で運営している。

学生の心身に関する支援として、医務室及び学生生活支援室を設置して適切な支援を行っている。定期健康診断を年1回実施し、学生生活支援室が連携して心身の健康に不安や問題を抱える学生の早期発見に向けて大学精神保健調査を実施している。

〈優れた点〉

- 留学生への支援活動を積極的に行い、「日本留学 AWARDS」の西日本私立大学理工系部門において、平成 25(2013)年度から 6 年連続で優秀校に認定され、更に平成 26(2014)年度から 5 年連続で大賞を受賞するなどの実績を挙げていることは評価できる。
- 大学公認の SSL プロジェクト（「鳥人間プロジェクト」「Ene-1Gp 電気自動車プロジェクト」「FUT 学生フォーミュラプロジェクト」）について、テクニカルサポートセンターが中心となつての技術的指導、工作機器等の使用説明及び安全教育などの支援を行っていることは評価できる。

2-5. 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

設置基準を満たした校地及び校舎を有しており、教育研究・大学運営に必要な施設・設備を整備している。法人本部管財課が管理を担当し、運用は大学事務局が行っている。また、施設・設備の安全性確保として、平成 27(2015)年度に耐震化率の基準を達成している。

学生の主体的な学びのために、環境整備を進めており、PBL(Project Based Learning)教育などに活用されている。図書館は適切な規模及び学術情報資料を備え、開館時間も平日 22 時までとし、授業終了後も学生が十分に利用できる環境を提供している。また、情報メディアセンターを設置し、学内 LAN の整備・運用等、高度な専門情報関連実習環境を整え、教育目的達成のための IT 施設を適切に整備している。

授業を行う学生数は学務課にて管理し、教育効果を十分挙げられるような人数となっている。

バリアフリー化の推進や障がい者用トイレの増設などを行い、利便性の高い安全なキャンパスを目指し整備している。

2-6. 学生の意見・要望への対応

- 2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用
- 2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

「授業改善のためのアンケート」を実施するとともに、学生が主体となる「授業方法改善委員会」を設置している。教員は「授業自己評価シート」を作成して次年度に向けた課題や改善点を検討し、学修支援に対する学生の意見・要望への対応を行っている。

全学生を対象とした学生アンケート調査と健康診断時の大学精神保健調査を実施し、対応が必要な学生に対しては学生生活支援室で個別面談等を行うとともに教員カウンセラーと情報を共有し、学生生活支援室と学科が連携して学生生活に関する学生の意見・要望に対応している。

適切な時期に体系化された数種類のアンケートを実施するとともに、学生ロビーに「意見箱」を設置し、積極的に学生からの意見をくみ上げ、学修環境に関する学生の意見・要望に対応する仕組みが構築されている。保護者への対応については、大学及び主要都市で開催される地区懇談会において個別面談により意見・要望等を聴取し、学長・学部長・学科主任・事務局で情報共有し、業務の改善に役立てている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

平成 28(2016)年度に全面的な見直しを行い、学位ごとのディプロマ・ポリシーが制定され、学部ごとの人材育成と卒業までに身に付けるべき四つの観点「知識・理解」「汎用的技能」「態度・志向性」「統合的な学修経験と創造的思考力」が明示されている。また、ホームページと大学要覧で公表し、学内外へ周知されている。

全科目のシラバスにおいて、講義内容及び学修到達目標とディプロマ・ポリシーとの関連が明記されており、単位・卒業認定基準及び学位の授与について学則と関連規則に記載、周知されている。

成績評価は筆記試験、小テスト、課題及び報告書などで行い、各評価基準がシラバスに明示されている。また、異議申立て期間を設け、疑義に対し当該科目担当教員に確認させ、最終的な成績を確定している。実験・実習・キャリア系科目の演習科目と卒業研究では、ルーブリックを適用し、あらかじめ評価項目を学生に公開し、教員の評価の視点を学生に

意識させ、成績評価を行っている。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

学科ごとにカリキュラム・ポリシーを策定し、ディプロマ・ポリシーの達成に向けた教育課程の編成、講義科目の内容及び教育方法を定め、ホームページ及び大学要覧で学内外に公表・周知している。また、全学科で、ディプロマ・ポリシーとの関連性を明示したカリキュラムツリーとナンバリングを策定し、「学びの指針」に記載している。

履修登録単位数の上限を定め、GPA(Grade Point Average)値を設けて、履修指導等に活用している。

教養教育課程は、「基盤教育機構」が実施し、人文社会系、外国語系、キャリア形成系及び学部共通科目で構成され、全体の点検を教務委員会が担当している。

授業内容・方法の工夫として、「SPEC(Special Program for English Communication : 英語教育プログラム)」、習熟度別クラス編成、地域共生学、産学連携講座及びPBLなどを実施している。教授方法の改善はFD・SD推進委員会が行い、教育のICT(情報通信技術)化を推進するために学修管理システムが導入されている。

〈優れた点〉

- 「副専攻制度」を設け、11の副専攻課程を編成し、学生が所属する学部・学科以外の専門分野を体系的に学ぶことができる点は評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

- 3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用
- 3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

ディプロマ・ポリシーを踏まえて作成された学修到達目標がシラバスに明示され、科目

の修得に関連付けされている。教員は、成績評価により学生の達成状況を点検・評価するだけでなく、成績評価以外の各種の手法を活用して学修成果の点検・評価を行っている。例えば、卒業研究の評価では、ディプロマ・ポリシーを反映させた七つの評価項目から成るルーブリックを用いて、客観性及び公平性をもって合否が判定されている。

卒業時のアンケート、卒業生の採用企業に対するアンケート、授業改善のためのアンケート及び在職状況のアンケートなどを実施している。一方、専任教員に対しては「授業自己評価シート」の提出を求めている。これらの結果を修学指導や次年度以降の授業改善に利用し、また事務局各部署における業務改善にも活用している。例えば、卒業生アンケートは、学部長会議で報告され、学内サイトに掲載して、教職員に周知している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

学長がリーダーシップを発揮するための補佐体制として、副学長・学長補佐を置いている。副学長は運営企画・入学者選抜・国際化推進関係等の担当、学長補佐は自己評価・質保証・学生生活・社会連携・特許・AI&IoT 等各センター関係の担当であり、それぞれの役割は明確化されている。

大学の最高意思決定機関として大学運営協議会を設置し、教職員 12 人で構成する教職協働体制のもと、学長を議長として大学の意思決定を迅速かつ適正に行っている。

大学運営協議会において決定された事項は、学長の諮問機関として設置された「学部長会議」で各学部・学科における具体的な実施及び協議を教職協働で行っている。

教授会をはじめ各種委員会等の組織上の位置付け及び役割については、教学マネジメント体制を示す大学運営組織図によって意思決定の権限と責任を明確にしている。

各種委員会では、副委員長に職員を配置することで教職協働に適したバランスをとるとともに、事務業務からの視点等も交えた協議等が行える体制を構築している。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員の採用・昇任及び教員評価は、「学校法人金井学園 職員任用・任命規程」にのっとり、教育・研究業績や教育に対する能力と熱意などを総合的に判断するとともに、設置基準を厳守した適正な教員を確保し、配置している。

また、「教員評価委員会」では教員の大学運営・学生募集活動・社会貢献に関する貢献度、外部資金獲得状況及び学科主任による評価等をもとに総合的な評価を行っている。

教育内容・方法等の改善は、学長のもとに学長補佐を責任者とした「FD・SD 推進委員会」を設置し、授業公開・見学の開催及び学生の視点を生かした授業改善等を通じて取組んでいる。これらの結果は学内サイトに掲示し、全教員が授業改善の参考として閲覧できる体制を構築している。

〈優れた点〉

○「福井工業大学国際化ポリシー」を定め、ディプロマ・ポリシー及び国際化に対応した人材育成の目標に沿った英語教育の充実・強化として、「使える」「伝わる」英語を身に付ける英語教育プログラム「SPEC」にネイティブ英語教員を 10 人配置し、実施している点は評価できる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

教職員一人ひとりが自らの能力を生かす人材づくりの実現を目指し、「すべてを学生・生徒のために」とする理念のもと、多くの研修の機会を提供し、自己啓発支援・業務スキルの伸長を目的とした資格等取得奨励制度の導入などを行っている。

人事評価では、業務目標の設定・達成度や個別面談、能力評価を取入れ、賞与及び昇給に反映させる体制が構築されている。

第 3 次中期計画は、若手教職員で構成された策定委員会によるボトムアップ方式により立案され、大学の方針や事業展開についての共通認識を深めている。

4-4. 研究支援

- 4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理
- 4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用
- 4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境の整備・維持は、「施設設備管理規程」に基づき行われ、平成 27(2015)年度の学部・学科再編（工学部、環境情報学部、スポーツ健康科学部）では、学科教員からの意向を反映させた整備・調達を行っている。地域連携研究推進センターは研究環境の整備を行い、研究委員会は公的研究費獲得などの施策や方針を策定する体制が構築されている。

研究倫理では「教育・研究不正行為等対応委員会」を設置し、教職員の教育・研究活動における倫理観を高め、不正行為等の発生防止に努めている。各ガイドラインを整備し、学内の全教員を対象とした「研究コンプライアンス研修会」の開催及び本研修会終了後に理解度確認テストを実施し、コンプライアンス意識の向上を図っている。

学内研究予算として「学内特別研究費」「若手研究者育成研究費」を設け、教員は重点研究課題に即した申請を行っている。外部資金の獲得に向けて、研究委員会が推進し、「科学研究費申請講演会」「アドバイザー制度」「計画調書閲覧制度」等を設け、令和元(2019)年度から外部の専門機関による添削制度を導入し外部資金獲得に向けた取組みを行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

- 5-1-① 経営の規律と誠実性の維持
- 5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力
- 5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

教育関連法令や寄附行為をもとに「倫理綱領」等を定め、社会の要請に応えることができる規律正しい経営を行うとともに、組織・権限・運営等について学内規則を遵守し適切に運営している。

使命・目的の実現及び時代に即した教育内容に進化させるため、平成 21(2009)年に「Action Plan 60」を策定し、教育・研究活動の財務基盤の強化を図っている。平成 26(2014)

年度には第2次中期経営計画、令和元(2019)年度からは第3次中期計画を策定及び実行し、行動目標の実施と財務収支計画に基づいた予算編成を行っている。

環境保全や人権への対応として「ハラスメントの防止等に関する規程」を定め、アカデミック・ハラスメント等について明確に定義し教職員に周知するなど、保全・保護に努めている。また、危機管理に関する包括的な規則として「学校法人金井学園 危機管理規則」を制定し、法人本部と各設置校が連携して機能する体制を整備している。

情報公開については「教育情報の公表」「財務報告」等の情報を法人及び大学に適切に区別した上で、それぞれホームページで公開している。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

理事会は寄附行為にのっとり、理事の職務の執行を監督し、中長期計画の策定・資産運用・事業の決定等を行う等、使命・目的の達成に向けた事業計画を確実に執行するための議決機関として適切に機能している。

理事の選任は寄附行為に明確に規定され適切に行われている。理事会は毎年度4回定期的に開催される他、必要に応じて適宜招集の上で開催される。

また、法人運営を円滑に行うため、常勤理事で構成された「常任理事会」が設置され、理事会の包括的な授権に基づく法人の日常業務の決定等を審議している。理事会、常任理事会とも理事の出席状況は良好であり、欠席時は書面による意思表示が行われるとともに、審議内容に応じて担当管理職が陪席することで、的確な判断をもって方策案の採否や合理的な意思決定を行っている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

法人の管理運営機関の意思決定は理事会が行い、法人運営を円滑に行うため常任理事会が設置されている。学長は教学部門の最高管理責任者として位置付けられ、理事会及び常任理事会に参画することで、経営側と教学側の連携を図っている。

理事長は法人全体の指針を年頭挨拶の中で行い、全教職員が参加する職員会議にて経営方針と絡めて説明を行っている。それを受け、法人の課題等に対し各部署が施策を検討す

るなど、理事長がリーダーシップを発揮するための内部統制環境が整っている。

教職協働体制が敷かれた大学の運営組織で検討されたさまざまな事業は、大学運営協議会による協議を経て、理事会又は常任理事会で提案されるなど、教職員の提案をくみ上げる仕組みを整備している。

監事及び評議員は寄附行為に基づき、選出される。監事の理事会及び評議員会への出席状況は良好であり、法人の業務や財産状況について意見を述べている。評議員の評議員会への出席状況も良好であり、法人に関する重要事項への諮問に応じて意見を述べている。

〈優れた点〉

○教員又は職員の横断的なプロジェクトやワーキンググループが必要に応じて複数設置され、企画提案内容が実行されるなど、教職員の意見をくみ上げる仕組みを整備し、実績を挙げていることは評価できる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

第3次中期計画における財務5か年計画及び各年度の事業計画・収支予算を策定し、財務に関する会議及び理事会において、常に中期計画期間中の事業活動収支の状態を念頭に置いた審議を行っている。

入学者数は安定して推移し、私立大学等経常費補助金比率は全国平均を上回っている。

基本金組入前当年度収支差額は支出超過の状態であるが、積極的な教育研究活動事業の展開と大規模な施設建設によるものであり、今後は事業活動収支の均衡に取組み、安定した財務運営の確立及び収支バランスの確保を計画している。外部資金獲得に向け「募金規程」を制定し、ホームページ等で寄付金募集を積極的に行い成果が挙げられている。研究費等の外部資金については、研究委員会や地域連携研究推進センターを中心に導入を推進している。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

予算編成は各部門の事業計画に基づき行われており、年度途中で変更が生じた事業等の予算については、適時補正予算の編成により科目間の調整及び予算額の適正化を図っている。

会計処理は、「学校法人金井学園 経理規程」「学校法人金井学園 経理事務取扱要領」「学校法人金井学園 固定資産及び物品調達規程」等の諸規則が整備され、学校法人会計基準を遵守した会計処理が行われている。予算執行に際し、会計担当部署は複数の担当者による相互チェックを行い、不正を未然に防ぐ仕組みが構築されている。

会計監査の体制整備と厳正な実施については、監査法人による外部監査、監事による財産状況の監査が適切に行われ三様監査の体制が整備されている。加えて、監査法人、監事及び内部監査室間で情報の共有・交換も行われ、監査機能の向上を図っている。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的を達成するために、内部質保証の基本方針を明文化して自己点検・評価を行うことを学則に定めている。

学長が議長となる大学運営協議会の責任のもとに、自己評価委員会・内部質保証委員会・教学 IR 委員会の 3 委員会体制で連携・共同して恒常的な自己点検・評価を実施している。また、3 委員会の役割は、それぞれ規則等で明確に定めている。

自己評価委員会からの自己点検評価書及び内部質保証委員会からの学部・学科・研究科と大学全体の改革・改善点の報告を受け、学長あるいは大学運営協議会が改革・改善方策の承認及び指示する体制が構築され、内部質保証活動が行われている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

自己評価委員会は、学科・委員会・部会に対して、年度ごとに委員会等活動計画・報告書の提出を依頼し、内部質保証委員会が活動の改革・改善点をまとめている。それを受けて学長及び大学運営協議会が、活動の問題点を把握し、改善の指示を行っている。加えて、学科・委員会・部会が、改善向上策に従って連携・協力し、改善を実施している。

また、自己評価委員会は、エビデンスに基づく自己点検評価書を作成し、ホームページで公表している。

教学 IR 委員会は、必要に応じて現状把握のためのデータを収集・分析できる体制を整え、自己点検評価書の作成においては日本高等教育評価機構の定めるエビデンス集（データ編）を作成し、各委員会へ提供することにより諸活動をサポートしている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証を実質化するために、自己評価委員会が学科・委員会・部会に対して活動計画書・報告書を求め、内部質保証委員会が改善意見・コメントをまとめ、それをもとに改善を実施している。

第 3 次中期計画において九つの戦略分野を定め、その一つに「質保証と情報公開」を設定することで、中長期的な質保証のための改善・向上を図る仕組みが構築されており、大学全体の PDCA サイクルが有効に機能している。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域貢献・地域連携推進活動

A-1. 大学が持つ知的資産および物的資源の地域社会への提供

A-1-① 公開講座、出張講義等の知的資産の提供

A-1-② 企業、自治体等との連携・協力

A-1-③ 他大学・高等学校等との連携・協力

【概評】

学則第 1 条に定める「教育研究活動を通して地域社会の発展に寄与するとともに、広く人類社会の福祉に貢献することを目的とする」の具現化の一つとして、大学が持つ知的資産及び物的資源を公開講座及び出張講義等多様かつ適切な形式で地域社会へ積極的に提供していることは評価できる点である。

その一例として、各界の著名人を講師としたオープンカレッジである「未来塾講演会」、

専門分野の最新トピックスや社会的に関心の高い事項をテーマとした大学教員及び学外有識者による「未来塾公開講座」、小中高校生を含めた広く一般市民を対象とする多様なジャンルによる「未来塾 FUT 公開講座」、学ぶ楽しさや喜びの発見を目的として幼児から小学生を対象とした学生ボランティアによる実験教室等の「科学実験キャラバン」が挙げられる。

また、企業、自治体、団体との連携・協力においては、地域連携研究推進センターが窓口となり、共同研究、受託研究、試験研究、奨学寄付金の受入れを行っている。県内企業や地方自治体などからの相談にも随時対応し、現在 6 社、3 市、1 独立行政法人との協定締結及び企業側ニーズに対応した独自のリカレント教育にも取り組み、エンジニア育成教育を展開し推進している。

活動の方向性が自己中心的にならないように、周辺自治体に対するアンケートや聞き取り調査を実施するなどして、現場のニーズを反映した地域貢献・地域連携推進活動の展開を計画していることから、今後の更なる成果に期待したい。

基準 B. 国際交流活動

B-1. 国際化に向けた取り組み

B-1-① 大学の国際化における組織の整備

B-1-② 海外教育機関との連携協定強化と充実

【概評】

12 の海外教育機関と連携協定を結び、それらの機関に学生を参加させている。また、大学の国際化に向けた基本目標と行動目標を示した国際化ポリシーを定め、連携協定を締結している海外教育機関とのコーディネーター役を務める教員とともに、積極的な国際交流を推進するための「国際交流推進部会」及び全学的な視点から戦略的な国際化を推進することを目的とした「国際化推進委員会」を設置し、学内組織体制を整備している。

日本人学生の海外インターンシップ事業の拠点として、タイ王国首都バンコクに「福井工業大学 ASEAN 事務所」を設置し、大学から派遣した日本人職員 1 人とタイ人 1 人を常駐させている。今年度からシンガポールでの海外インターンシップが制度化された。また、ホーチミン市工業大学（ベトナム社会主義共和国）との教員派遣事業の実施を令和 3(2021)年度に予定している。

このように、海外の大学及び企業との連携協定を結び、積極的に国際交流活動を行っていることは特筆できる点である。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1. 高い就職率と就職支援満足度

本学の特徴の1つに高い就職率がある。令和元(2019)年度卒業生の就職率は99.8%であり、平成28(2016)年度から4年連続して99%を超えている。また、平成31(2019)年3月に行った卒業生アンケートにおいて、94.6%が「本学の就職支援に満足」と回答している。これらの高い数字はキャリアセンターによるきめ細やかな就職支援が反映されたものである。専任の職員が学科ごとに置かれ、就職担当の学科教員と連携して学生の個別指導にあたっている。16科目のキャリア形成科目がカリキュラムに組み込まれているとともに、入学直後から内定までスムーズなステップアップで確かな実践力を養う就職支援プログラムが学生の就職活動をサポートしている。

2. OCPS (Overseas Challenge Program for Students)

異文化を理解する心を持ち、グローバル社会で活躍できる人材の育成を目的として、様々な海外留学プログラムを実施しており、これらの活動の総称をOCPSと名付け、国際人を目指す学生を支援している。長期休暇を利用して協定校などで語学力向上と国際感覚の養成を目指す「海外語学研修」はオーストラリア、イギリス、アメリカ、カナダの4か国の研修を企画している。海外での就業体験を通してキャリア形成の動機付けを目的とした「海外インターンシップ」では、タイ、ベトナムに事業所を持つ日系企業で約3週間に渡って就業体験を行う。タイでは同時期に実施の、日本語を学ぶタイの高校生の授業をサポートする「日本語アシスタント研修」に参加することもできる。さらに、平成30(2018)年度から始まった、積極的に海外留学に挑戦する学生へ最大50万円を給付する制度「Seize the day」には、令和元(2019)年度までに7人の学生が応募し、留学費用の支援を行った。

3. 充実した障害学生支援

本学の学生生活支援室は、障害学生支援の窓口として保健師(2人)、非常勤のカウンセラー(3人：元特別支援学校教員1人、社会福祉士・公認心理師1人、臨床心理士・公認心理師1人)及び各学科から選出された教員カウンセラー(9人、内1人は臨床心理士・公認心理師)からなる。教員カウンセラーは、所属学科の学生の状態を見守るとともに、専門カウンセラーとのパイプ役として機能し、各学科と学生生活支援室の連携を促進する役割を果たしている。学生生活支援室には、学生がいつでも自由に過ごせるフリースペース、個別に相談を受けることのできる個室が用意されていて、総学生数が2,000人強の規模の大学としては充実した人員ならびに設備が整えられている。

また、障害学生支援委員会を設置して障害学生の移行支援、修学支援及び就労支援に組織的に取り組んでいる。移行支援として、附属高校と年2回移行支援会議を実施している。修学支援においては、大学組織全体での修学支援の対応手順を明確化し、支援を行っている。就労支援においては、平成30(2018)年度より、地域の社会福祉法人との連携のもと、発達障害学生のインターンシップや就労移行支援に取り組んでいる。また、身体が不自由な学生の移動介助に携わる学生を対象として障害の理解等に関する研修会を開催している。